

## 制限付一般競争入札（事後審査型）のお知らせ

件名	三郷市役所本庁舎屋上防水改修工事	建築工事
入札方法	事後審査型・電子入札（ダイレクト入札）	
設計図書 公開期間	令和8年5月22日（金） ～ 令和8年6月5日（金）	
	※埼玉県電子入札共同システムよりダウンロードしてください。 （埼玉県トップページ→申請・手続・入札・調達→電子入札総合案内→システム入口→入札情報公開システム）	
入札書等 締切日	競争参加資格確認申請受付締切日	令和8年6月5日（金） 午後3時まで
	入札書受付締切日	令和8年6月15日（月） 午後3時まで
	※入札書に見積内訳書（指定様式）を添付してください。	
開札日時	令和8年6月16日（火） 午前9時30分	
制限の内容	告示文より 抜粋	<p>(8) 公告日前日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 なお、共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。</p> <p>(9) 公告日前日、資格者名簿において「建築工事業」が次のいずれかに格付けされている者であること。 ア 三郷市内に本店を有し、「A級、B級又はC級」のいずれかに格付けされている者 イ 三郷市内に支店等を有し、当該支店等に契約締結の権限を有する代理人を置く者で、「A級、B級又はC級」に格付けされている者 ウ 吉川市内に本店を有する者又は支店等を有し、当該支店等に契約締結の権限を有する代理人を置く者で、「A級、B級又はC級」に格付けされている者</p> <p>(10) 建設業法第3条第1項に基づく建設業の許可が、「建築工事業」において特定建設業の許可である者であること。</p> <p>(11) 建設業法第26条の規定に基づき、次に掲げる基準を満たす技術者を配置できる者であること。 ア 本工事に対応する許可業種（建築工事業）の技術者の資格を有する者 イ 開札日において引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者で、監理技術者資格者証、市町村の発行する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、その他3ヶ月以上の雇用関係があることを証する書類を有すること。 ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を予定することができる。 ただし、本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人又は、監理（主任）技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合は、原則として当該者を予定することはできない。また、工期途中での交代は、原則として認めない。 エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。</p> <p>(12) 過去5年度内（令和3年度から令和7年度まで）に、元請として、三郷市を発注者とする、請負額1,000万円以上の「建築工事」の受注実績があり、公告日前日までに履行を完了した実績を有する者であること。</p>
備考	詳細は、公告（埼玉県電子入札共同システムに掲載）をご覧ください。 （埼玉県トップページ→申請・手続・入札・調達→電子入札総合案内→システム入口→入札情報公開システム）	